

高年齢者人材確保支援事業

委託事業者募集にかかる質問及び回答

2025 年 5 月 7 日更新

	該当箇所	質問	回答
1	仕様書 1 ページ 5 委託内容 (1) 企業向け高年齢者雇用セミナーの開催 イ 会場及び講師の手配及び 2 ページ (2) 高年齢者向け合同企業説明会の開催 ア 開催地域及び時期	行政の会場によっては、地域外の企業が使用する場合、使用料が 1.5 倍になるところがあるが、愛知県から通常料金での使用を働きかけていただくことは可能でしょうか。	会場確保も提案内容に含まれるので、基本的には受託者で会場は確保してください。 契約開始後に受託者からの依頼に基づき、県から関係機関や施設に会場確保を働きかけることは可能ですが、料金についてはそれぞれの市町村で取扱いが異なると思われるため、使用料が減額されるかどうかはわかりません。
2	仕様書 2 ページ 5 委託内容 エ 開催内容の企画 (イ) セミナーの内容	3 時間程度には、個別相談を含まない、という理解でよろしいでしょうか。あるいは個別相談 1 時間を含んだもので提案しても支障ないでしょうか。	支障ありません。 昨年度は、1 時間が講義、1 時間半がグループワーク、個別相談は 30 分間の計 3 時間でのセミナーで実施しています。
3	仕様書 2 ページ 5 委託内容 エ 開催内容の企画 (ウ) 個別相談	「セミナー開催後」とは、セミナー当日に限られず、後日オンラインによる相談でも支障ないでしょうか。	オンラインでの相談でも構いませんが、その場合想定しているオンライン相談を実施する期間や方法等の内容を企画提案書に明示してください。
4	仕様書 3 ページ 5 委託内容 (2) 高年齢者向け合同企業説明会の開催 オ 参加者の周知及び カ 当日運営	令和 6 年度は事前申込不要だったようですが、参加者数把握のため事前予約制で当日参加可能、としても支障ないでしょうか。	支障ありません。 その場合想定している事前予約制の申込方法（電話・FAX・メール）を企画提案書に明示してください。
5	企画提案募集要項 3 ページ (5) 企画提案書の受付 イ 提出書類	次の書類は、何か月前までに報告、発行とか時期的制約は、ありますか。 あれば具体的にお教えください。 (カ) 公共職業安定所に報告した「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」の写し (キ) 国税、県税、市町村税それぞれの未納がない旨の	(カ) について 愛知労働局に確認したところ、「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」については、特に任期がなく、変更がなければ提出しない企業もあるということでしたので、当該企業が提出した最新の書類の写しであれば、日付が古い書類でも結構です。 (キ) について 税の未納は、概ね年度で納付す

		証明書	と思われるため、多少発行時期がずれていても、納税証明自体は有効だと思いますが、常識的に考えて、1年前の日付の証明書では有効な証明にはならないと考えます。今回の場合は、発行日が令和7年1月以降のものであれば、コピーでの提出でも結構です
6	企画提案募集要項 3 ページ (5) 企画提案書の受付 エ 提出方法及び提出先	郵送（配達証明に限る）とありますが、レターパックでの送付は可能でしょうか。	「配達証明に限る」との記載のとおりレターパックでの送付は不可です。
7	仕様書 P3 エ（イ）	説明会の参加企業が求人票を公共職業安定所へ提出する際は、非公開求人として登録するよう～とあるが、やむを得ない場合は公開求人としても良いか。	公開求人として出してしまうと説明会当日までに充足してしまい、そのため、合同企業説明会当日に欠席となってしまうケースが発生することが予想される。 そのため、参加企業として主催者側が広報し、求職者の方も説明にその企業が参加すると思っ て来場した場合に、期待外れの結果になってしまうことも予想されるため、基本は非公開でお願いします。
8	仕様書 P3 キ	合同企業説明会の雇用状況報告は企業側へのみ実施するという認識でよいか。	求職者側に対し、後追い出来る個人情報徴していないため、企業側への調査のみで良いです。
9	その他	企業セミナーに出席された企業が合同企業説明会への参加を希望された場合、優先的に取扱うのか。	ケースバイケースで判断したいと思います。
10	その他	企業向けセミナー自体をオンライン開催してもいいのか。	企画提案で開催方法等を詳細に記述して頂ければ可能と思いますが、その場合、「名古屋市内・三河地域」において各1回という仕様書上の要件をどのようにクリアされるのか、企画提案書で明確にしてください。またその他の仕様書上の要件もあるため、その点をクリア出来るのであれば可能と考えます。

11	仕様書 3 ページ 5 委託内容 (2) 高年齢者向け合同企業説明会の開催 エ 求人情報誌の作成	「(ア) 参加企業には、公共職業安定所への求人提出を依頼し、参加企業の求人票等を掲載した求人情報誌を作成の上、説明会当日に参加求職者へ配付すること」とありますが、求人票のコピーではなく、求人票から抜粋した別の資料でも支障ないでしょうか。 例えば、職種、賃金、勤務地、求人番号は求人票から抜粋し、企業のアピール情報や業務内容などを加えて一体化した資料でも支障ないでしょうか。	時間的に問題なく、参加企業のご理解を得た、間違いのない内容で作成できると委託事業者側の責任で請け負えるのであれば、そうした資料でも結構です。委託事業者の責任で作成した資料について、本課側でチェックは行いません。ご了承ください。 また求人票の提出は参加希望企業の必須条件になりますので、省略は出来ません。
----	---	--	---